

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の退職手当に関する細則第9条
 関係別表1で別に定めるものについて

- 1 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の退職手当に関する細則第9条別表第1のイの表、ロの表、又はハの表に掲げる区分の理事長が別に定めるものは、次のとおりとする。

区 分	別に定めるもの
第4号区分	<p>平成26年3月31日までの基礎在職期間中 別表第1イ(2)、ロ(2)、ハ(2)の別に定めるものは、 旧公立大学法人大阪府立大学教職員の期末手当及び勤勉 手当細則(以下「旧期末勤勉手当細則」という。)第5条 関係別表第1の加算割合欄の別に定める教職員の加算割 合が100分の20のもの(平成26年4月1日改正前の旧 期末勤勉細則別表第1の加算割合欄の「法人が別に定め る」教職員欄に掲げる加算割合とする)</p> <p>平成26年4月1日以降の基礎在職期間中 別表第1イ(2)、ロ(2)、ハ(2)の別に定めるものは、 旧期末勤勉手当細則第5条関係別表第1の加算割合欄の 別に定める教職員の加算割合が100分の20のもの</p>
第6号区分	<p>平成26年3月31日までの基礎在職期間中 別表第1イ(2)、ロ(2)、ハ(2)の別に定めるものは、 旧期末勤勉手当細則第5条関係別表第1の加算割合欄の 別に定める教職員の加算割合が100分の15のもの(平成 26年4月1日改正前の旧期末勤勉細則別表第1の加算割 合欄の「法人が別に定める」教職員欄に掲げる加算割合 とする)</p> <p>平成26年4月1日以降の基礎在職期間中 別表第1イ(2)、ロ(2)、ハ(2)の別に定めるものは、 旧期末勤勉手当細則第5条関係別表第1の加算割合欄の 別に定める教職員の加算割合が100分の15のもの</p>
第9号区分	<p>別表第1イ(2)、ロ(2)、ハ(2)の別に定めるものは、 旧期末勤勉手当細則第5条関係別表第1の加算割合欄の 別に定める教職員の加算割合が100分の10のもの</p>